

所得制限について

1 所得制限の限度額

(単位 円)

扶養親族等の数	所得額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0	3, 7 5 8, 0 0 0	6, 2 8 7, 0 0 0
1	4, 1 3 8, 0 0 0	6, 5 3 6, 0 0 0
2	4, 5 1 8, 0 0 0	6, 7 4 9, 0 0 0
3	4, 8 9 8, 0 0 0	6, 9 6 2, 0 0 0
4	5, 2 7 8, 0 0 0	7, 1 7 5, 0 0 0
5	5, 6 5 8, 0 0 0	7, 3 8 8, 0 0 0

(注) 扶養親族の数により限度額が変わります。

2 所得制限限度額に加算される場合

(1) 受給者本人について

- ・扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。
- ・70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。
- ・特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

(2) 配偶者・扶養義務者について

- ・扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。
- ・老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。(ただし、老人扶養親族のみのときは、1人分を除き加算。)

3 所得額から差し引かれる控除額

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 | → 控除相当額 |
| (2) 配偶者特別控除、特定親族特別控除 | → 控除相当額 |
| (3) 社会保険料控除 (受給資格者の場合) | → 控除相当額 |
| (扶養義務者の場合) | → 8万円 |
| (4) 障害者控除 (本人除く) | → 27万円 |
| (5) 特別障害者控除 (本人除く) | → 40万円 |
| (6) 寡婦控除、勤労学生控除 | → 27万円 |
| (7) ひとり親控除 | → 35万円 |
| (8) 肉用牛の売却による事業所得 | → 免除に係る所得額 |